

旭中央病院附属看護専門学校学則

平成28年4月1日

改正 平成28年12月13日

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第6条—第8条）
- 第3章 入学、転入学、休学、復学、退学、転学及び除籍（第9条—第20条）
- 第4章 教育課程及び単位の認定（第21条—第24条）
- 第5章 賞罰（第25条・第26条）
- 第6章 卒業及び資格の取得（第27条・第28条）
- 第7章 授業料等（第29条）
- 第8章 健康管理（第31条）
- 第9章 教職員等（第32条）
- 第10章 運営組織（第33条・第34条）
- 第11章 図書管理（第35条）
- 第12章 学生住宅（第36条）
- 第13章 雑則（第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款第15条に規定する旭中央病院附属看護専門学校（以下「本校」という。）の運営、管理、修学等について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき、看護師として必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献する有能な人材の育成を図ることを目的とする。

（名称及び位置）

第3条 本校の名称及び位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 名称 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院旭中央病院附属看護専門学校

- (2) 位置 旭市イの1182番地
(課程等)

第4条 本校の課程名、学科名、修業年限及び定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 課程名 看護専門課程（看護師3年課程）
- (2) 学科名 看護学科
- (3) 修業年限 3年
- (4) 入学定員 60名（2クラス）
- (5) 総定員 180名
(在学年限)

第5条 本校の学生は、6年を超えて在学することができない。

- 2 第11条の規定により転入学した者は、同条第2項に規定する在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(学期)

第7条 本校の学期は、次の各号に掲げる2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで
(休業日)

第8条 本校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規程する休日
- (3) 春季休業 3週間
- (4) 夏季休業 5週間
- (5) 冬季休業 2週間

- 2 学校長は、必要と認めたときは、前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。

- 3 第1項各号に掲げるもののほか、臨時に休業を必要とするときは、学校長がその都度定める。

第3章 入学、転入学、休学、復学、退学、転学及び除籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の初めとし、期日は学校長が別に定める。

(入学資格)

第10条 本校に入学できる者は、学校教育法第90条第1項の規定により次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 前項の規定にかかわらず、本校における個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、かつ18歳に達している者は、本校に入学できるものとする。

(転入学)

第11条 学校長は、転入学を希望する者について、教育計画、授業科目及び実習の進捗が同程度であり、かつ欠員及びやむを得ない事情があると認めたときは、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の規定により転入学を許可された者が既に修得した授業科目及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、学校長が決定する。

(入学の出願)

第12条 本校に入学を志願する者は、所定の期日までに 入学検定料及び次の各号に掲げる書類を学校長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 第10条第1項各号のいずれかの資格を証する書類
- (3) 高等学校又は中等教育学校の卒業者若しくは卒業見込者については調査書

(入学試験)

第13条 入学志願者には、次の各号に掲げる試験を行う。

- (1) 学科試験
- (2) 面接試験

- 2 入学の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学等の許可)

第14条 前条の試験に合格した者は、所定の期日までに入学金の納入等入学の手続をしなければならない。

- 2 学校長は、前項の手続を完了した者に対し、入学又は転入学を許可するものとする。

- 3 入学を許可された者は、保証人2名連署の上、誓約書及び所定の書類を提出しなければならない。

- 4 前項に規定する保証人は、それぞれ独立の生計を営む者とする。

(異動届)

第15条 学生又は保証人の身分若しくは住所に変更があったときは、直ちに学校長に届け出なければならない。

(休学)

第16条 学生は、傷病その他やむを得ない理由により3か月以上就学することができないときは、その理由を詳記して、保証人連署の上願い出て、学校長の許可を受けなければならない。ただし、負傷又は疾病による場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 学校長は、病気その他やむを得ない理由により就学が不相当と認められる学生に、休学を命ずることができる。

- 3 休学期間は、通算して1年以内とする。ただし、学校長が特別な事由があると認めるときは、さらに1年以内の期間に限り休学を許可することができる。

- 4 休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

(復学)

第17条 休学期間が満了したときは、学生は、保証人連署の上、復学願を提出し、学校長の許可を得て復学することができる。休学期間内にその休学の理由が消滅した場合も同様とする。

(退学)

第18条 学生が退学しようとするときは、理由を詳記し、保証人連署の上、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対し、退学を命ずることができる。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 休学期間の限度を超えた者
- (3) 授業料及び教材費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 第26条第3号に該当する者

(転学)

第19条 学生が他の看護学校に転学を志願するときは、理由を詳記し、保証人連署の上、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を学校運営会議を経て除籍することができる。

- (1) 死亡の届け出のあった者
- (2) 行方不明の届け出のあった者

第4章 教育課程及び単位の認定

(授業科目と単位及び時間数)

第21条 本校における授業科目、単位及び時間数は別表のとおりとする。

- 2 1単位の授業時間数は、講義及び演習については15から30時間、実験、実技及び校内実習については30から45時間とする。また、臨地実習については1単位45時間とする。
- 3 一の授業科目について同時に授業を受ける学生は、原則として40人以下とする。ただし、基礎分野については、この限りでない。

(単位の認定)

第22条 科目においては単位認定試験に合格した学生に、臨地実習においては実習の総合評価で合格した学生に、それぞれ所定の単位を与えるものとする。

- 2 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は次の各号に掲げる資格に係る学校若しくは養成所で、別表に定める教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既習の学習内容が本校の教育内容に相当するものと認められるときは、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で所定の単位を与えるものとする。

- (1) 歯科衛生士
- (2) 診療放射線技師
- (3) 臨床検査技師

- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 視能訓練士
- (7) 臨床工学技士
- (8) 義肢装具士
- (9) 救急救命士
- (10) 言語聴覚士

3 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき本校の学習内容に相当すると認められたときは、それぞれの所定の単位を与えるものとする。

（単位認定資格）

第23条 単位認定試験の受験資格は、定められた時間数の3分の2以上に出席した学生に与えられるものとする。

2 臨地実習の認定資格は、規定の時間数の6分の5以上に出席した学生に与えられるものとする。

（成績評価）

第24条 各授業科目の成績は、授業科目ごとに筆記試験、実技試験、レポート及び実習評価により行うものとする。

2 成績評価は100点満点とし、次の各号に掲げる区分により評価し、第1号から第4号までを合格とする。

- (1) ㊤ 90点以上
- (2) A 80点以上90点未満
- (3) B 70点以上80点未満
- (4) C 60点以上70点未満
- (5) D 60点未満

第5章 賞罰

（表彰）

第25条 学校長は、成績及び操行の優秀と認められた者又は特に善行があつて、他の学生の模範となる者を表彰することができる。

(懲戒)

第26条 学校長は、学校の秩序を乱し、若しくは学校の名誉を傷つける行為のあつた者又は学生として不都合の行為のあつた者に、次の各号に掲げる処罰を行うことができる。

- (1) 戒告
- (2) 停学
- (3) 退学

第6章 卒業及び資格の取得

(卒業)

第27条 学校長は、3年以上在学し、すべての科目において第22条に規定する単位の認定を受けた学生について、学校運営会議を経て卒業を認定するものとする。

2 学校長は、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える学生については、原則として卒業を認めないものとする。

3 学校長は、卒業を認定した学生に対し卒業証書を授与し、専門士（医療専門課程）の称号を授与するものとする。

(資格の取得)

第28条 本校を卒業した者は、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第7章 授業料等

(入学検定料、入学金、実習費、授業料及び教材費)

第29条 本校の入学検定料、入学金、実習費、授業料及び教材費は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 10,000円
- (2) 入学金 30,000円
- (3) 実習費 入学時 20,000円（3ヶ年分）
- (4) 授業料 月額 15,000円
- (5) 教材費 月額 5,400円

2 本校に入学を志願する者は、入学検定料を納入しなければならない。

3 入学試験に合格し入学を希望する者は、学校長が指定する期日までに入学金及び実習費を納入しなければならない。

4 在學生は、授業料及び教材費を毎月指定する期日までに納入しなければならない。

(休学、復学、転学、退学の場合の授業料及び教材費の納入)

第30条 休学中の授業料及び教材費は免除する。ただし、月の途中で休学した場合は当該月の授業料及び教材費は納入しなければならない。

2 月の途中で復学、転学、退学に至った場合は当該月の授業料及び教材費は納入しなければならない。

第8章 健康管理

(健康管理)

第31条 学生に対しては、年1回以上健康診断を行うものとする。

第9章 教職員等

(教職員等)

第32条 本校に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 学校長 1人
- (2) 副学校長 1人
- (3) 事務長 1人
- (4) 教務主任 1人
- (5) 実習調整者 1人
- (6) 専任教員 8人以上
- (7) 事務員 3人以上
- (8) 司書 1人

2 前項各号に掲げるもののほか、本校に講師、健康管理医、カウンセラー、その他の職員を置くことができる。

3 職員の職務分掌は、別に定める。

第10章 運営組織

(会議)

第33条 本校の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 学校運営会議
- (2) 教職員会議
- (3) 職員連絡会議
- (4) 講師会議

(5) 実習指導者会議

(6) 病院・学校連絡会議

(7) その他学校長が必要と認める会議

2 前項に規定する会議の委員の構成及び運営に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

(自己評価委員会)

第34条 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第1条の3に規定する自己評価を行なうため、自己評価委員会を置く。

2 自己評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 図書管理

(図書管理)

第35条 本校に図書、その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書室を置く。

2 図書の利用、管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 学生住宅

(学生住宅)

第36条 本校に学生住宅を置く。

2 学生住宅の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 雑則

(その他)

第37条 この学則に定めるもののほか、本校の運営、管理、修学等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月13日改正）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

別表

分野	教育内容	授業科目	単位 (時間)	分野	教育内容	授業科目	単位 (時間)
基礎分野	科学的基礎的思考	哲学	1(30)	専門分野	成人看護学	成人看護学概論	1(30)
		教育学	1(30)			成人看護学援助論Ⅰ	1(30)
		人間工学	1(30)			成人看護学援助論Ⅱ	1(30)
		情報科学	1(30)			成人看護学援助論Ⅲ	1(30)
		論理学	1(30)			成人看護学援助論Ⅳ	1(30)
		研究の基礎	1(15)			成人看護学援助論Ⅴ	1(30)
	人間と生活	心理学	1(30)		老年看護学	老年看護学概論	1(30)
		社会学	1(30)		老年看護学援助論Ⅰ	1(15)	
		英語Ⅰ	1(30)		老年看護学援助論Ⅱ	1(30)	
		英語Ⅱ	1(30)		老年看護学援助論Ⅲ	1(15)	
		音楽	1(15)		小児看護学	小児看護学概論	1(30)
		人間の生と死	1(15)		小児看護学援助論Ⅰ	1(30)	
		生活科学	1(15)		小児看護学援助論Ⅱ	1(30)	
	小計				14(345)	母性看護学	母性看護学概論
専門基礎分野	人体機能構造	解剖生理学Ⅰ	1(30)	母性看護学援助論Ⅰ	1(30)		
		解剖生理学Ⅱ	1(30)	母性看護学援助論Ⅱ	1(30)		
		解剖生理学Ⅲ	1(30)	母性看護学援助論Ⅲ	1(30)		
		解剖生理学Ⅳ	1(30)	精神看護学	精神看護学概論Ⅰ	1(15)	
		生化学	1(15)	精神看護学概論Ⅱ	1(30)		
	疾病の回復の促進	病態論Ⅰ	1(15)	精神看護学援助論Ⅰ	1(30)		
		病態論Ⅱ	1(15)	精神看護学援助論Ⅱ	1(30)		
		病態論Ⅲ	1(30)	臨地実習	成人看護学実習Ⅰ	2(90)	
		病態論Ⅳ	1(30)		成人看護学実習Ⅱ	2(90)	
		病態論Ⅴ	1(30)		成人看護学実習Ⅲ	2(90)	
		病態論Ⅵ	1(30)		老年看護学実習Ⅰ	2(90)	
		病態論Ⅶ	1(30)		老年看護学実習Ⅱ	2(90)	
		治療論Ⅰ	1(15)		小児看護学実習	2(90)	
	治療論Ⅱ	1(15)	母性看護学実習		2(90)		
治療論Ⅲ	1(30)	精神看護学実習	2(90)				
健康支援と	医療概論	1(30)	小計			39(1350)	
	公衆衛生	1(30)	在宅看護論	在宅看護論概論Ⅰ	1(15)		
	社会福祉	1(30)		在宅看護論概論Ⅱ	1(30)		
	関係法規	1(15)		在宅看護論援助論Ⅰ	1(30)		
	法学概論	1(15)		在宅看護論援助論Ⅱ	1(15)		
健康科学	1(15)	看護と実践の統合		看護システム論	1(15)		
小計			21(510)	看護と実践の統合	看護研究	1(15)	
専門分野Ⅰ	基礎看護学	基礎看護学概論	1(30)	看護と実践の統合	看護医療安全	1(30)	
		基礎看護学援助論Ⅰ	1(30)	看護と実践の統合	災害看護	1(15)	
		基礎看護学援助論Ⅱ	1(30)	看護と実践の統合	総合技術演習	1(15)	
		基礎看護学援助論Ⅲ	1(30)	臨地実習	在宅看護論実習	2(90)	
		基礎看護学援助論Ⅳ	1(30)		統合実習	2(90)	
		基礎看護学援助論Ⅴ	1(30)	小計			13(360)
		基礎看護学援助論Ⅵ	1(30)	合計			101(3000)
		基礎看護学援助論Ⅶ	1(30)				
		基礎看護学援助論Ⅷ	1(30)				
		基礎看護学援助論Ⅸ	1(15)				
	基礎看護学援助論Ⅹ	1(15)					
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	2(90)				
		基礎看護学実習Ⅱ	1(45)				
	小計			14(435)			